

国保劇的削減 激ヤバテク情報

Ataristore

使用上の注意

ここから先は注意事項です。

本マニュアルが情報商材という性質上、以下の規約をよくお読みください。

■ 著作権について

「国民健康保険・国民年金の大幅削減マニュアル（以下、本マニュアル）は著作権法で保護されている著作物です。

本マニュアルの使用に関しましては、以下の点にご注意ください。

本マニュアルの著作権は Atarisotre に属します。著作権者の許可を得ずして、本マニュアル（付録、特典含）の一部または全部をあらゆるデータ蓄積手段（印刷物、ビデオ、CD、DVD、テープレコーダなどの電子メディア、インターネットサーバ等）により複製、転載することを禁じます。

■ 使用承諾許可書

本契約は、あなたと Atarisotre との契約となります。本マニュアルの開封を持って、あなたは本契約に同意したとみなされます。

本契約とは以下の通りです。

第1条 使用目的

本契約では、本マニュアルに含まれる情報をあなたが非独占的に使用する権利を承諾するものです。

第2条 一般公開の禁止

本マニュアルに含まれる情報は、著作権法によって保護され、また秘匿性の高い内容であることを踏まえ、あなたはその Atarisotre との書面による事前許可を得ずして出版及び電子メディア等の配信により、一般公開並びに転売してはならないものとします。

第3条 契約解除

あなたが本契約に違反した場合には、Atarisotre は何の通告もなく、この使用承諾契約を解除することができるものとします。

第4条 損害賠償

あなたが本契約第2条の規定に違反した場合、本契約の解除に関わらず、直ちに Atarisotre に対して、違反金として違反件数と販売価格を乗じた金額の10倍の金額を支払うものとします。またインターネット等で公開した場合には、一律500万円を支払うものとします。

第5条 その他

本マニュアルはあなたが行う事業における優良コンテンツの提供を目的としておりますが、期待通りの成果が見込めず万一損害が生じた場合においても、Atarisotre は責任を負わないものとします。

Contents

はじめに	06
第1章 社会保障制度は、セルフサービス！？	08
第2章 国民健康保険制度の欠陥とその実態	10
(1) 国民健康保険制度の概要	10
(2) 【実態1】国民健康保険料が払えない人が多数存在する！	14
(3) 【実態2】国民健康保険制度は破たん寸前！	14
(4) 【実態3】役人のとんでもない無駄遣いの数々！	14
(5) 【実態4】収入が多い人が優遇される仕組み！	15
(6) 【実態5】不公平な地域格差！	15
第3章 支払いが苦しければ、支払期限の延長・分割払いを！	17
第4章 国民健康保険料を払わない場合のペナルティ	18
(1) 国民健康保険料を滞納した場合	18
(2) 短期被保険者証について	19
(3) 被保険者資格証明書について	19
(4) 「払う姿勢」をアピールすることが大切！	20
第5章 国民健康保険を大幅削減する14の使えるノウハウ	21
(1) 国民健康保険料の計算方法と保険料算定の仕組み	21
(2) 国民健康保険の扶養に入る条件	23
(3) 国民健康保険がアップするタイミング	25
(4) 市区町村制度の活用編	28
《ノウハウ1》昨年より収入が減った場合は『減額』・『減免』の申請を！	28
《ノウハウ2》収入が少ない場合は『軽減』の確認を！	30
《ノウハウ3》複数の世帯は1本化を！	31
《ノウハウ4》引越すなら、国民健康保険が安い市区町村に！	31
《ノウハウ5》補助制度をフル活用し手当をしっかりとらう！	32
《ノウハウ6》ご高齢の方は後期高齢者医療制度に伴う緩和措置に注意！	33
(5) 確定申告活用編	34
《ノウハウ7》確定申告をして国民健康保険を削減する！	34

Contents

(6) サラリーマンの社保活用編	36
《ノウハウ8》サラリーマンが加入する健康保険の扶養に入る！.....	36
《ノウハウ9》退職した場合は、保険料が最少になる方法を！	38
《ノウハウ10》就職や退社のタイミングを調整する！	41
(7) 会社（法人）設立編	41
《ノウハウ11》親族の会社の社会保険に加入する！	41
《ノウハウ12》会社を設立し、社長になる！	42
(8) その他活用編	46
《ノウハウ13》国民健康保険組合をチェックしてみよう！	46
《ノウハウ14》株式取引は『特定口座（源泉あり）』を選択する！	48
第6章国民年金制度の概要とその実態	49
(1) 年金制度の現状とこれから	49
(2) 国民年金の仕組みについて	49
(3) 「繰り上げ」受給と「繰り下げ」受給について.....	50
(4) 国民年金の任意加入制度で年金の受給資格を！	50
(5) あまり知られていない賢い財テク「付加年金」.....	50
(6) 「消えた年金」・「宙に浮いた年金」とその対策	51
(7) 国民年金は支払うべきなのか	52
第7章国民年金を削減する4つの使えるノウハウ	54
《ノウハウ1》国民年金の『免除制度』の活用を！.....	54
《ノウハウ2》世帯を分離して、国民年金の免除を！.....	56
《ノウハウ3》配偶者を第3号被保険者に！.....	57
《ノウハウ4》一括払い・口座振替なら割引が！	57
第8章国民年金と国民健康保険で節税するノウハウ	58
おわりに	59
メールサポート・返金に関するご案内	60
返金依頼書	61

はじめに

あなたは**国民健康保険**について、以下のようなことを考えていませんか？

- ・給料は安いのに、なぜこんなに国民健康保険が高いの？
- ・所得税や住民税はそこまで高くないのに、なぜ国民健康保険はこんなに高いの？
- ・ほとんど病院に行っていないのに、こんなに高い金額を支払わないといけないの？
- ・国民健康保険を払うより、10割負担で窓口支払いの方が安くつくのでは？
- ・家計をどん底まで落としてでも、支払わないとダメなものなのか？
- ・行政の不正が公になる度に、支払いたくなくなるんだけど・・・
- ・国民健康保険の支払金額の計算過程がわからない。納得して払いたい。

また、こんなことも思っていないですか？

- ・健康なのになぜこんなに高いんだ？
- ・税金よりも高いのはなぜだ？
- ・給与に対して高すぎるのはなぜだ？
- ・病院には年1～2回しか行かないのに、なぜ安くないんだ？
- ・ぼったくられているのではないか？

「何かの間違いでは!？」

6月頃に市役所から届いた、国民健康保険の納税通知書を見て驚いた方も多いのではないのでしょうか？

「国民健康保険料って高すぎる・・・」

多くの方がそう感じていることでしょう。

日々の生活を圧迫しかねない国民健康保険料の支払いが少しでも安くなれば……と、思われたことはありませんか？

つまりは、「どうにかして国民健康保険料は安くないのか？」ということに尽きるかと思います。

しかし、安心してください。

当マニュアルの目的は、ズバリ『**国民健康保険料を削減すること**』。
もちろん合法的に、です。

場合によっては、60万円以上も削減になるかもしれません…

今払っている額の半分になるかもしれません…

今払っている額の2／3になるかもしれません…

『家計を削り、無理をしてでも国民健康保険料を払い続ける。』

私は決してそれが悪いというわけではありません。むしろ、すばらしい姿勢だと思います。ただ、私は、「あなたに少しでも幸せになってほしい」のです。

国民健康保険料の負担を少しでも削減することができれば、家計はグッと楽になることでしょう。

そして、削減できた分を、貯金や住宅ローンなどに充て、少しでも今の幸せを増やせるようになればと思います。

マニュアルを読み終えたあなたは、国民健康保険を削減することができるでしょう。具体的には、以下の効果が得られます。

- 1. 国民健康保険の負担が、年間数万円～数十万円減少する。**
- 2. 国民年金の負担も減少する。**
- 3. さらには、所得税・住民税まで減少する。**
- 4. 将来に受け取る年金受給額が増える。**

このマニュアルにご紹介するノウハウの中で1つでも該当するものがあれば、数年単位で見ても、数十万円もの金額が削減できるでしょう。

ぜひ、あなた自身に当てはまるものがないか、考えながら読み進めて下さい。

❖❖ 第1章 社会保障制度は、セルフサービス!?

『社会保障制度とは、セルフサービスである!』

社会保障について、税金や保険料などは支払わされているのに、**支払い額に大きな個人差があったり…受け取れる補償や給付も知らなければもらえない…**

こちらに知識がなければ損をしてしまう、そんなことが実に多くあります。

国民健康保険料の支払いを例に挙げると、同じ程度の所得なのに、保険料の支払額が、月額2万円（年間24万円）の人もいれば月額2千円（年間2万4千円）の人もいます。健康保険の高額療養費制度を例に挙げると、同じ内容の治療を受けても窓口負担が半額の人もいれば、2倍支払う人もいます。

では、一体これらの原因は何か？

それは、**制度に関する知識の差とその活用の仕方にある**のです。

少し前の年金騒動は、まさに国のいい加減さの象徴です。しっかり保険料をとっておきながら、年金記録が行方不明になってしまい、将来、年金がもらえない…

税金や保険料の滞納分はしつこく追いかけてくるのに、納めすぎの分に関しては、連絡さえこない。国のやることだからと、安心してしていると、とんでもないことになりかねません。

では、どうすべきか？

我々自身が、知識を身につけて、自己防衛するしかないのです。

社会保障制度はセルフサービスだ、と認識しておく必要があるでしょう。

損をしないためにも制度を理解し活用する！

法律や制度は、言わば、社会を円滑に動かす道具と言えます。道具である以上、使い方のうまい人（法律や制度に精通する人）とへたな人（法律や制度をよく知らない人）がいます。となれば、社会保障制度をうまく使いこなせば……。

本マニュアルは、事例を引用しながら実践できるように仕上げたガイドブックです。

『**権利の上に眠る者は、保護するに値せず**』

「国民は多くの権利を持っている。しかし、その権利の使い方を知らない者や権利自体の存在を知らない者は不利益を受けても仕方がない。」

これが国の姿勢なのです。

「えっ、そんなこと、知らなかった」と、嘆く国民を国は救済してはくれません。知らなくて不利益を受けぬよう、しっかりとした知識で身を守るしかないのです。

●● 第2章 国民健康保険制度の欠陥とその実態

(1) 国民健康保険制度の概要

まずはじめに、具体的なノウハウに入る前に、国民健康保険の制度の仕組みについて簡単に触れておきます。

国民健康保険とは、一言で言うと、『国民皆が少しずつお金を出して、病気になった人を助け合おう』という相互扶助の制度です。

「国民皆」と言いましたが、厳密には、わが国の健康保険は、大きく以下の3つに分かれています。

1. 一般のサラリーマンが加入する政府（国）が運営している
政府管掌健康保険・組合管掌健康保険
2. 個人事業の業種ごとに設けられた同業者が集まって運営している
国民健康保険組合
3. 上記以外の方が加入する市役所・町村役場が運営している
国民健康保険

当マニュアルでは、このうち、サラリーマンや一部の業種の事業主を除いたすべての方が加入する国民健康保険について解説していきます。

国民健康保険を運営するのは、私たちが住んでいる市区町村です。私たちが納める保険料や国などの補助金によって運営されています。運営しているのは国ではなく市区町村ですので、保険料や補償など、住んでいる地域によって多少異なる部分があります。

国民健康保険に加入していると、医療機関で治療を受けた際に、医療費の一部を払うだけで医療機関を利用することができます。

医療費の負担の割合は次のようになっています。

3歳未満・・・・・・・・・・ **2割**

3歳から69歳・・・・・・・・ **3割**

70歳以上・・・・・・・・・・ **1割**

ただし、70歳以上でも所得の多い人の場合は3割の負担になります。

【国民健康保険に加入する人】

以下の3つに該当しない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

1. サラリーマンで会社の保険に加入している人とその被扶養者
2. 国民健康保険組合に加入している人とその世帯
3. 生活保護を受けている人

代表的には、以下の人が、国民健康保険に加入する人です。

1. お店を営んでいる人とその家族
2. 農業・漁業などに携わっている人とその家族
3. パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人
4. 退職などにより、職場の健康保険をやめた人とその家族
5. 外国人登録を行っていて、日本に1年以上滞在する人など

【加入は世帯ごと】

国民健康保険では、大人や子どもの区別なく、ひとりひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとで行います。その届け出は、世帯主が行います。

《コラム ～頭の体操～》

後ほど出てくるのですが……国民健康保険料には「上限」があります。

この「上限」は各市区町村によって異なるのですが、この「上限」と「加入は世帯ごと」という2つを使い、国民健康保険料を安くすることができます。

さてその国民健康保険料の削減方法とは？

もしかすると、ピンときた方もいることかと思えます。

今ある制度を、うまく活用した国民健康保険料の削減方法になっております。

もしよろしければ、一度お考えになってみて下さい。

(※ 答えは《ノウハウ3》に載っております。)

【国民健康保険の手続き】

以下のようなときは、届出が必要です。手続きは14日以内に行ってください。

《国民健康保険に加入する場合》

- ・他の市区町村から引越してきたとき
- ・退職し会社の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたときなど

《国民健康保険をやめる場合》

- ・他の市区町村へ引越したとき
- ・就職し会社の健康保険に加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったときなど

《その他の場合》

- ・住所、世帯主、氏名などが変わったとき
- ・保険証をなくしたときなど

【国民健康保険料の納付】

国民健康保険の保険料は確定申告後に決定され、国民健康保険料を納めるのは、各世帯の世帯主です。市区町村が決定した国民健康保険料を、納期までに納めます。

納付は「口座振替」または「納付書」により行います。

納付書は役所や金融機関の窓口だけでなく、コンビニで使えるところもあります。

また、国民健康保険料は、国民健康保険に加入する資格が発生した月の分から納めなければなりません。届け出をした日からではありませんので、ご注意ください。

国民健康保険料は、4月～翌年3月までの年度ごとに計算され、年度の途中で国民健康保険に加入したり、やめたりした場合は、月割りで計算し、市区町村が定める納期までに納めることになります。

【国民健康保険料を滞納した場合】

支払いが苦しくなってそのまま放置するなど、国民健康保険料を滞納すると、

1. 有効期間の短い「短期被保険者証」に切り替わる
2. 保険証が取り上げられ、「資格証明書」に切り替わる

など未納期間に応じて措置がとられます。

詳しくは、第5章で詳しく解説します。

しばしば誤解されがちなんですが、あなたは、「自分は国民健康保険にしか加入できない」と思い込んでいませんか？

しかしながら、多くの方に、2つ以上の選択肢があるのです。「国民健康保険にしか加入できない」と思い込んでいると1つの選択肢しか見えなくなりますので、ご注意下さい。

そのことに関しても、マニュアルの中でしっかり解説しています。

また、実は、「国民みんなで助け合い」の相互扶助の制度とはいうものの、その実態は驚くべきものがあります。

少子高齢化が進み、ここ数年医療費が増加しています。その影響を受け、**国民健康保険料の額が高くなってきている**のです。そのために国民健康保険料を支払えない人も少なくありません。

このような経緯から、最近では国民健康保険料の額が問題視されています。

国民健康保険料が本当に所得に応じて算定されているのか、また見合っているのか、ということに疑問を持つ人が増えてきているのです。

市区町村では滞納が続いた人に対して、当窓口で相談にのってくれます。

ところが、国民健康保険料の滞納が続くと保険証の有効期限が短くしたり、最悪のケースでは保険証の交付を停止したり、といった措置がとられます。

昨今、そうした措置に対する疑問の声もあがっています。

国民が納める保険料は国民年金保険制度にとって貴重な財源ですが、保険料の高騰にともなう滞納などから、制度自体が危機的状況に陥っています。

また、国民健康保険制度自体、医療制度改革の中で運営が財政難に陥っています。

そのために、財政的な危機にある国民健康保険とともに、医療制度改革の見直しについても対応が求められています。

次項から国民健康保険の実態について紹介していきますので、あなたも一緒にこの問題を考えてみて下さい。

(2) 【実態1】国民健康保険料が払えない人が多数存在する！

まず事実として、生活難などの理由から国民健康保険料を支払うことができない人が多数存在しています。このマニュアルを手にしたあなたも、こうした現実をご理解頂けるのではないのでしょうか。

- ・借金返済に追われ、毎月数万円の国民健康保険を支払う余裕がない
 - ・失業中で生活が苦しく、国民健康保険を支払うお金がない
 - ・個人事業の売上が大幅にダウンし、国民健康保険を支払える状況じゃない
- など、様々な事情が考えられます。

(3) 【実態2】国民健康保険制度は破たん寸前！

ご存知の方も多いでしょうが、国民健康保険制度は、実は、毎年実質数千億円単位の大赤字なのです。何年もの間、改善されずに莫大な赤字が続いています。

ということは、今後さらに国民健康保険料の負担が大きくなる可能性がある、ということなのです。

財源がないから、保険料を上げる、あるいは増税する、といった流れになることは、おそらく間違いないでしょう。

(4) 【実態3】役人のとんでもない無駄遣いの数々！

国内 13ヶ所に作られたグリーンピア（建設費だけで 3,000 億円の損失）は耳にしたことがあるでしょう。グリーンピアだけにとどまらず、全国至る所に採算を全く度外視した大赤字の施設が乱立しています。

「採算度外視」「次年度の予算を受け取るためにとにかく使いきる」そして「誰も責任を取らない」…不景気の中必死でコスト削減に取り組む民間企業や節約に励むわれわれ一般人からすれば全く考えられません。

役人の世界では、こんなことがまかり通っているのです。

これだけではありません。

年金の着服事件、消えた年金問題、国民年金の不正免除などなど詳しく解説するのはとても腹立たしいので控えますが、最近発覚した社会保険庁がらみの問題は多々あります。われわれ一般人からは、高い保険料を徴収しておいて、実態は役人による無駄遣いの嵐。

こんないい加減なこと、あなたは納得できますか？

(5) 【実態4】収入が多い人が優遇される仕組み！

税金は、収入（所得）が多い人ほど多く納税する仕組みになっています。収入に応じた負担を課しています。ところが、国民健康保険に関しては違うのです。

分かりやすく簡単な例を挙げてみましょう。

年収 300 万円と年収 5000 万円の場合を比較します。

年収 300 万円の場合：国民健康保険料 30 万円（所得の 10%）

※上記の 10%という数字は一般的な割合となっています。

年収 5000 万円の場合：国民健康保険料 62 万円（所得の 1.24%）

お分かりでしょうか？

所得に対する国民健康保険料の割合が大きく異なります。これは、国民健康保険料に上限が設けられていることに起因します。（国民健康保険料は、地域によって多少の誤差はありますが、40 歳未満であれば、年間約 62 万円が上限です。）

つまり、所得が多くなればなるほど保険料の負担率は低くなるのです。

誤解を恐れずに言うと、国民健康保険は低所得者により多くの負担を強いる、収入が多い人ほど優遇される仕組み、だと言えます。

おおよその目安ですが、年収 600 万円の方であれば、上限に達するとお考え下さい。

(6) 【実態5】不公平な地域格差！

国民健康保険料は市区町村によって金額が違う、という事実は知っていますか？所得金額、家族構成など条件は同じであるにもかかわらず、国民健康保険料は、お住まいの地域によって差が生じるのです。数万円～10万円以上も保険料が違う、といったケースもよくあります。

サラリーマンが加入する健康保険は、市区町村に関係なく同一の負担割合です。

※平成 21 年度より、ごくごくわずかの差ですが都道府県別になりました。

ところが、国民健康保険に関しては、医療費 3 割負担など病気になった場合の補償といった重要な部分は同じであるにもかかわらず、負担する保険料に地域格差があります。

ここまでの説明で、国民健康保険の制度には如何に問題があるか、ということがご理解頂けたでしょう。

では、私たちはどうすればいいのでしょうか？

特に、高い国民健康保険料の負担に悩んでいるあなたや私はどのように対策を講じればいいのか？

もし、国民健康保険料が支払えなくなり、結果、保険証が取り上げられるといった事態にでもなれば手遅れになりかねません。

そうならないためにも、ぜひともあなたには、しっかりと合法的に国民健康保険を削減し、少しでも負担を軽減して頂きたいのです。

このマニュアルでご紹介する、国民健康保険の削減ノウハウを知らずに毎年毎年、年間数万円～数十万円も多く負担し続けるのは、あまりにもったいないことです。

法律や制度は、知識があって活用できる人だけが得をするのです。

裏返せば、知らなければ損をする世界です。

ぜひとも、これからご紹介するノウハウをフル活用して下さい。

それでは次章で、国民健康保険の削減ノウハウについて解説していきます。

第3章 支払いが苦しければ、支払期限の延長・分割払いを！

国民健康保険の支払いが苦しくなった場合、市区町村に相談すれば、支払期限を延長してもらったり、分割払いにしてもらったりできます。

何も連絡せずに国民健康保険の支払いを滞納するよりも、市区町村の印象は、はるかによくなります。

ですので、生活困難などの理由で、国民健康保険の支払いが難しい方は、ぜひとも市役所などに相談し、国民健康保険料の支払期限の延長、もしくは分割払いができないか尋ねて下さい。合わせて、国民健康保険料の『軽減』や『減免』が受けられないか聞くのもいいでしょう。

役所というのは、これらのことを積極的に説明してはくれませんので、こちらの方から聞き出さなくてはならないのです。

第4章 国民健康保険料を払わない場合のペナルティ

(1) 国民健康保険料を滞納した場合

支払いが苦しくなってそのまま放置するなど、国民健康保険料を滞納すると、未納期間に応じて以下のような措置がとられます。

1. 督促状が送られてくる
2. 保険証の有効期間が短くなる

窓口で保険証を返還し、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。

「短期被保険者証」とは、国民健康保険料の滞納が1年未満の場合、新たに交付される有効期間の短い保険証で、期限切れごとに保険証の交付を窓口で受けることとなります。

※ 1年以上滞納すると……

3. 保険証が取り上げられ、医療費の負担がいったん全額自己負担になる

窓口で保険証を返還し、「被保険者資格証明書」が交付され、それでお医者さんにかかることとなります。保険証が再発行されるのは、滞納保険料を納めた場合か、滞納の事情が認められた場合です。

ちなみに、支払った医療費は後日申請することで、本来の自己負担分を除いて払い戻しが受けられます。

※ 1年半以上滞納すると……

4. 保険給付が一時差し止められる

※ それ以上滞納すると……

5. 差し止められた給付額から滞納分が差し引かれる

(2) 短期被保険者証について

国民健康保険料を滞納していると、有効期間が1～6ヶ月と短い「**短期被保険者証**」に切り替わります。有効期限が切れるたびに市区町村の窓口に行く必要があり、面倒になります。

ただし、病院では、一般の保険証と同じ3割負担で受診でき、治療を受ける上で不利なことはありません。

短期被保険者証に切り替える時の対応は、市区町村によって異なりますが、担当者から「分割納付でいいから支払って下さい」と言われることがあります。

例えば、1か月1万円の保険料であれば、3分割の1か月3,000円でも了承してくれたりします。

担当者にとっては、滞納されるより、分割払いでも「入金」してもらう方が、「仕事が動いている」といえるからマシだというのが本音でしょう。

つまり、**ポイントは、「払う意思表示」をすることです。**

払う意思を具体的な形で見せれば、「短期被保険者証」の交付済み、保険証を取り上げられることはないのです。

金銭的に余裕ができれば、これまでの滞納分（無利息）を完納すれば、また従来どおりの一般の保険証が交付されます。

(3) 被保険者資格証明書について

国民健康保険料の滞納が1年を超えると、保険証を取り上げられ、代わりに「**被保険者資格証明書**」が交付されます。

少し古いデータですが、2005年度の無保険証世帯は、全国で約32万世帯にのぼりました。この数字は、年々増加傾向にあるようです。

資格証明書は保険証ではないので、病院の窓口での支払いは10割負担になります。この10割負担が高い壁となって、医療機関にかかることができずに、命を落としたり、病状を悪化させたりする人が年々増加しており、大きな社会問題となっています。

後日、本人負担分の3割を差し引いた7割が国民健康保険から返還されることになっていますが、実務上は、これまでの滞納保険料と相殺され、現実にはほとんど戻ってきません。

ですので、このような最悪のケースを防ぐためにも、資格証明書に切り替わる前の段階で、市区町村の窓口へ足を運び、相談して下さい。

(4) 「払う姿勢」をアピールすることが大切！

ポイントは、少しずつでもいいから「払う姿勢」を役所の担当に見せることです。

市区町村の担当者は、滞納が長い場合、仕方なく仕事として保険証を取り上げているのであって、何も好き好んでやっているわけではありません。

市区町村も、収納率という数字で国からプレッシャーがかかり、この点では、民間企業の営業マンと大差ないと言えるかもしれません。

ですので、その辺の事情を汲み取り、少額でも分割納付に応じて、担当者の面子を保つことがポイントとなるのです。

失業中や病気で働けないなど、こちらの苦しい生活事情を具体的に説明し、毎月数千円ずつでもいいから支払い、「払う姿勢」を具体的な形でアピールすれば、保険証を取り上げられることはないでしょう。

【ある知人のお話】

実際に起こった知人の体験をご紹介します。

その方は、15万円ほど国民健康保険料の滞納がありましたが、別の市に引越しをしました。当然、引越し先まで『請求書』が届きましたので、転居先の保険料と引越し前の保険料の二重負担は厳しいということで、私に相談に来たのでした。

そこで私は、その方に、「払う意思表示」を見せるためにも、金額は少額でもいいから、少しずつ支払っていくようアドバイスしました。

結果、滞納保険料について、毎月3,000円ずつ支払っていきました。

そして、ここからがミソなんです。2年半ほど経過したくらいで、引越し前の市役所の担当係に、「私の保険料はどういう状況ですか？」と尋ねたところ、なんと担当者から、「しっかり払ってくれましたので来月で終わりです。」と言われたのです。一瞬、耳を疑ったそうです。

まだ6万円以上の滞納分があるはずにもかかわらず、年度末ということもあって、欠員金という形で帳簿上で内部処理したのでしょう。市の担当者からすれば、いつまでも滞納分を他の市まで追跡するのは手間がかかり、完納される見込みも立たないので、早く内部処理してしまいたかったのかもしれない。

●● 第5章 国民健康保険を大幅削減する14の使えるノウハウ

(1) 国民健康保険料の計算方法と保険料算定の仕組み

ここからは本題である、国民健康保険の大幅削減ノウハウの説明です。
その前に少しだけ、国民健康保険料の計算方法を簡単にご説明します。
できる限りシンプルに分かりやすく解説しますので、理解を深めるためにも、どうかご覧ください。

国民健康保険料の計算方法は、実はとても簡単な仕組みです。
以下の4つの合計を、次月に分けて支払っているだけなのです。

【所得割】+【平等割】+【均等割】+【資産割】=国民健康保険料

1. 【所得割】・・・昨年分の所得に応じて算定されます。【所得金額（住民税）×○%】
 2. 【平等割】・・・各世帯に一律同額が算定されます。【一世帯につき○万円】
 3. 【均等割】・・・世帯の人数に応じて算定されます。【世帯の人数×○万円】
 4. 【資産割】・・・所有の不動産に応じて算定されます。【固定資産税×○%】
- ※【所得割】は、市区町村によっては住民税×○%もあります。

【所得割】は、昨年の所得をもとに計算されます（住民税と同じです）。
○の部分は市区町村ごとに異なります。また、【資産割】が無い市区町村もあります。
なお、上記の計算は、世帯全体での計算です。
つまり【所得割】は、家族全体の所得の合計をもとに計算されます。

以上です。
暗記する必要はなく、「国民健康保険料の計算には、4つの項目があるのかあ」
程度でかまいませんので。

参考までに具体例を挙げておきます。

大阪府で考えてみましょう。

家族は、夫・妻（夫婦ともに 40 歳未満）・子 2 人の 4 人家族、家族の稼ぎは年間 400 万円（給与所得控除金額は 134 万円）とします。

大阪市と豊中市を例にしてみましょう。

まずは大阪市です。

所得割 ① 400 万円－134 万円－33 万円＝233 万円

② ①×10.5%＝244,650 円

平等割 44,851 円

均等割 25,872 円 × 4 人＝103,488 円

「所得割＋平等割＋均等割」＝392,989 円（月平均 33,000 円弱）になります。

※ 大阪市は、資産割がありません。

一方、豊中市はどうでしょうか？

所得割 ① 400 万円－134 万円－33 万円＝233 万円

② ①×10.18%＝237,194 円

平等割 27,667 円

均等割 38,309 円 × 4 人＝153,236 円

「所得割＋平等割＋均等割」＝418,097 円（月平均 35,000 円弱）になります。

※ 豊中市は、資産割がありません。

いかがでしょうか？

「所得割」の税率や、「平等割」「均等割」のベースの金額がそれぞれ異なっていますが、算式は特には変わっていません。このベース金額や税率が各市区町村によって異なるために、各市区町村で国民健康保険料に違いが出てくるのです。

ちなみに、40 歳以上になれば、ここに介護保険というものも加算されます。介護保険料は 40 歳から 64 歳までの加入者の医療分に上乗せされるものなので、39 歳以下の人は納める必要がありません。また、前述の通り、国民健康保険には、「上限額」が設定されています。（大阪市であれば 69 万円、豊中市であれば、68 万円といったように。）ですので、たとえ大阪市で 1 千万円稼いでも、1 億円稼いでも、国民健康保険は 69 万円で済んでしまうのです。

本当はかなりおかしなこの計算方法、まさに『収入が多い人が優遇される仕組み』と言えるでしょう。しかし、このおかしな計算方法を逆手に取れば、しっかりと国民健康保険料を削減することだってできるのです。

では、ここからが、国民健康保険の大幅削減ノウハウの説明です。

紹介する14のノウハウの1つでも当てはまるものがあれば、年間でも数万円、数年で数十万円の節約になります。しっかりとご覧下さい。

(2) 国民健康保険の扶養に入る条件

世帯の中で収入のない学生や小さい子供・老人などは被保険者（保険に入っている人）の扶養家族として扱われます。扶養家族は国民健康保険証に扶養家族として名前が入っています。国民健康保険証と一緒に載っている家族は、扶養家族として病院などできちんと健康保険証が使えます。

では、どのような条件をクリアすれば被扶養者になれるのでしょうか。

被扶養者として認められるにはいくつかの条件があります。

条件は2つあって、

第一は、被保険者との人間関係。

当然ながら、基本的に赤の他人は被扶養者にはなれません。

第二は、生計維持の関係にあるかどうか。

つまり、養ってもらっているかどうかを見ます。

今後1年間の見込み収入が、130万円以上になるかどうかポイントです。前年の収入では判断しません。まとめると、以下のようになります。

【被扶養者になれる親族の範囲】

1. 生活の面倒をみてもらっている直系尊属（父母や祖父母）
2. 生活の面倒をみてもらっている配偶者（内縁関係も含む）
3. 生活の面倒をみてもらっている子、孫、弟妹
4. 上記1・2・3以外で同居し、生活の面倒を見てもらっている親族（3親等以内）
5. 内縁関係にある配偶者の父母および子（同居していることが前提）

【収入の認定基準】

1. 同居している場合

年間収入が 130 万円未満で、なおかつ被保険者の収入の半分以下

2. 別居している場合

年間収入が 130 万円未満で、なおかつ被保険者の援助額以下

※【田舎の両親を被扶養者にする場合】

田舎で年金生活の両親を被扶養者にする場合の条件は以下の通りです。

父と母の年金は合算せず、父の年金が母より多ければ、父の年金が基準になります。

父の年金が年間 150 万円（180 万円未満）なら、150 万円以上の仕送り額が必要になります。140 万円しか仕送りできなければ、両親は被扶養者になれず、国民健康保険に加入することになります。

ちなみに、父の年金 150 万円と仕送り 160 万円の計 310 万円で暮らす老夫婦は、被扶養者になれ、保険料の負担はありません。

一方、150 万円の年金と仕送り 50 万円の計 200 万円で暮らす老夫婦は、規定をクリアしていないので被扶養者にはなれません。年金額より仕送り額が少なれば被扶養者になれず、お金の多い方が被扶養者になれる…このあたりも変な法律です。

ポイントは仕送り額にあります。仕送りの度に、市区町村の担当者を経由して送金するわけではありませんので、色々工夫の余地があります。

※【失業給付をもらっている場合】

退職して失業給付を受給する場合、失業給付は収入とみなされるため、受給中は被扶養者になれないので、国民健康保険に加入することになります。

ただし、自己都合退職の場合、3 か月間の給付制度中は無収入なので、この間は被扶養者になれる。

つまり、以下のようになります。

受給制限中（3 か月）：被扶養者になれる

受給中 ：国民健康保険に加入

受給終了 ：被扶養者になれる

※【内縁関係にあるパートナーの被扶養者になる場合】

結婚せずに同棲しているカップルでも、パートナーの被扶養者になれます。社会保険法では、婚姻届を出していなくても、一定の条件が整っていれば、法律上の夫婦と同様の権利が認められているからです。その一定の条件とは、生計を共にするなど、事実上の夫婦としての生活実態があることをいいます。一番簡単に証明するには、2人の住所が同一の住民票をつくれればいいでしょう。

(3) 国民健康保険がアップするタイミング

国民健康保険の削減方法を知っていても、知らない間に保険料がアップしていた、というのでは、全く意味がありません。

国民健康保険がアップすることを事前に予測して削減方法を実践する、これが保険料の支払額を最小限にするポイントです。

したがって、国民健康保険がアップするタイミングを知ることは、非常に重要なことなのです。

では、国民健康保険料の支払額がアップするタイミングとはいつなのでしょう？

【収入（所得）が増えた場合】

収入（所得）が増えた場合、国民健康保険料はアップします。上がるタイミングは、その収入がアップした年の翌年4月以降の保険料からです。

ここに関しては、ほぼ間違いありませんので、覚えておいて下さい。

その理由は、収入（所得）が増えると、国民健康保険の『所得割』が増加するため、そのために、保険料が増えます。

※ 保険料の計算として、「所得割 × 税率」というものがあるのです。

【退職した場合】

退職した場合、退職した月から保険料が増加する傾向にあります。

えっ？なぜ？そう思われた方もいることかと思いますが、それは健康保険の加入先に変化が起こるからです。社保加入の会社に勤めているサラリーマンは、協会や組合の「健康保険」に加入しますが、その会社を退職すると、「国民健康保険」に変わるからです。健康保険と国民健康保険では、運営団体が違うため、計算方法が違ってきます。そのため、保険料が増えることもあるのです。

後ほどでも出てきますが、少しだけ国保削減方法のフライングをしますね。
もし退職後の国民健康保険の方が高くなる場合であれば、「任意継続」という方法を取ること、健康保険料を安くすることが可能になります。

【年収が 130 万円を越えた場合】

現在健康保険（社会保険）の扶養に入っている家族の誰か（配偶者や子等）が働き出したことにより、年収130万円を超えた場合、その超えた人は、健康保険の扶養から外れることとなります。そして、扶養から外した月から保険料が増加します。

※その超えた人に対して、国民健康保険が課されるからです。

それだけではありません。年収が130万円を超えてしまうと、夫の年金の扶養（第3号被保険者）からも外れるため、国民年金の負担も新たに生じます。そうすると、国民健康保険の負担で、おおよそ最低10万円～、国民年金で17万円、合計で30万円近くもの税金が発生してしまいます。130万円前後の年収になりそうな方は、注意が必要です。

【加入する家族が増えた場合】

新たに両親と同居を始めた、子供が生まれた、などのように、国民健康保険に加入する家族が増えた場合、その加入した月から保険料が増えてしまいます。

販売ページでもお伝えしていた通り、国民健康保険料は、「**所得割**」+「**平等割**」+「**均等割**」+「**資産割**」で成り立っているため、国民健康保険に加入する人数が増えると、その計算過程である『均等割』で乗ずる人数が増加するため、どうしても保険料が増えてしまうのです。

同居する両親に少し所得がある場合などには、特に注意をしておいて下さい。

今現在の国民健康保険料の計算の基礎となった金額に、その所得額が上乗せされることがあるからです。

【75歳になった場合】

ご家族の方で75歳になる方がおられる場合、健康保険料が上がる可能性があります。といいますのも、平成20年の4月より施行された「後期高齢者医療制度」により、75歳を超えることで、国民健康保険から外れてしまうからです。

そのことによって、国民健康保険の保険料と、後期高齢者医療制度による保険料とが、全くの別物になってしまうからです。その関係上、保険料が増えることがあるのです。

【財産を売却し利益が出た場合】

財産を売却するときには、注意が必要です。財産とは、不動産や株（投資信託も含みます）、ツボや絵画などの骨董品といったものです。その理由はタイトル通りですが、財産を売却して利益が出た場合に、保険料が上がってしまうからです。

上がるタイミングは、その売却があった年の翌年4月以降の保険料からです。

財産を売却して利益が出るということは、「所得が上がる」ということになります。

「所得が上がる」と、残念ながら、その上がった分だけ国民健康保険が課されてしまうのです。なお、当然ながら、その年だけが対象になります。

ちなみにですが、FX取引をしている方はご注意ください。FX取引で利益が出た場合にも、国民健康保険料はアップします。

【不動産を購入した場合】

先程は不動産等を売却して利益が出た場合に、国民健康保険料がアップする話をしましたが、逆に購入した場合にもかかることがあります。

その場合というのは、『資産割』がある市区町村での場合です。

上がるタイミングは、不動産購入をした年の翌年4月以降の保険料からです。

なぜ上がるのかと言いますと、『資産割』がある市区町村では、不動産の購入により計算過程である『資産割』が増加するためです。家を買うことで、こんなところにも影響が出てくる可能性があるのです。

【離婚した場合】

非常に残念なのですが、離婚をしてしまった場合、その離婚をしてしまった月から保険料が増加することがあります。

もともと夫婦で共働きをしていた場合で、夫（もしくは妻）が社会保険加入、あなた自身が国民健康保険に加入していた場合であれば、何も変わりませんが、夫（もしくは妻）が社会保険加入しており、その扶養に入っていた場合であれば、その扶養から外れてしまいますので、あなた自身は国民健康保険に加入しなければなりません。その影響で、国民健康保険料が上がってしまうのです。

また、夫（もしくは妻）の年収が多い場合にも、離婚すると負担が増えることがあります。それは、夫婦2人で国民健康保険の限度額である約65万円を支払っていた場合でも、離婚後はそれぞれが国民健康保険を支払わないといけないからです。

（※それぞれが限度額約65万円になります。）

【引越した場合】

引越した場合、引越した月から保険料が増えることがあります。

引越しでお金を使って、なぜ国民健康保険も増えるんだ!? とお思いの方もいることかと思えます。その理由は、各市区町村によって、国民健康保険料の計算方法が異なっているからです。

所得割に乗ずる税率に違いがあったり、均等割・平等割の額に違いがあったり、資産割があったりなかったり……引越す前に、事前に市役所へ電話して聞いてみるのも、今後のことを考えるといいのかもしれないね。

(4) 市区町村制度の活用編

《ノウハウ1》昨年より収入が減った場合は『減額』・『減免』の申請を！

あなたが、突然失業してしまったら、国民健康保険料の支払いが困難になることもあるでしょう。事故や災害、あるいは失業、自営業でしたらこの不況のあおりを受けたりと収入（所得）が減り、国民健康保険料の支払いが苦しくなるときもあります。そこで、国民健康保険には、法律で定められた「減額制度」と各市区町村で基準が定められた「減免制度」といった制度があります。

「減額制度」とは、平等割と均等割の保険料が軽減される全国一律の制度のことです。減額の割合は、2割から7割となっています。納期前の7日以内に申請をして下さい。申請の際に所得申告書を提出する必要があります。

ただし、失業中であっても、前年度の所得が多かったりすると減額の対象にならない場合もあります。そういった場合には市区町村ごとに基準のある「減免制度」を利用して下さい。

「減免制度」とは、病気や失業などによって保険料を納めるのが困難になったときに申請をすれば、保険料の減額や免除をしてもらえるという制度です。

市区町村に申請すれば、保険料を減らしてくれることがありますので、まずは市区町村に相談に行ってください。

たった数十分の時間で、年間数万円～数十万円もの保険料が削減できるとしたら面倒くさがらずに行動あるのみ、です。

日ごろ、多くのクライアント様から国保のご相談を頂くことがあるのですが市区町村に相談に行くと、支払いが苦しいから・・・と『減免』の申請をすれば保険料の支払いが大幅に削減される可能性があります、と言っても「そんなことで？」と知らない方がたくさんいらっしゃいます。

私が一言アドバイスし、クライアント様がほんの数十分時間を割いて市役所に行き申請する。たったこれだけのことで、年間数万円～数十万円も削減できるのでしたら実行しない手はありませんよね。

※ 被災した人や、退職・廃業などした人は、しっかり申請しましょう。

※ 収入（所得）が減った自営業の方や生活困難で保険料の支払いが苦しい方などもまずは、市区町村にご相談されることをオススメいたします。

ちなみに、『減免』の基準や申請の仕方、必要書類などは、市区町村によって異なります。相談に行き、担当者に説明した上で必要書類を提出しなければいけない場合もあれば、既定の用紙にちょこっと記載し提出するだけの場合もあります。

ここだけの話、わざわざ市区町村に行かなくても電話で支払いが苦しいから、と伝えただけで毎月2万円の支払いが2,000円ほどになったケースも、過去にはありました。

まずは市役所の窓口に出向き、『減免』を受けたい旨をしっかりと伝えましょう。その際、現在の苦しい状況を説明することがより有効になってきます。窓口では、「お金がなくて、困っているんです……」とアピールをすることがポイントです。

相応の服装で出向き、如何に支払いが苦しいかをきちんと説明できれば『減免』を受けることができる可能性は高くなります。

間違っても、高級な装飾品などはしていかないでくださいね(;^_^)

参考程度に、何箇所かの市役所の状況を、下記に記載しておきます。気になった場合には、一度ぜひ連絡をしてみてください。

【横浜市の場合】

『失職又は事業の失敗等により所得が著しく減少した場合』は、所得金額と減少率により『所得割』が減額又は免除されます。

【西宮市の場合】

『去年の世帯合計の所得が1,000万以下』で、『1か月以上継続して失業又は休廃業により生活が困難な場合』、『去年の世帯合計の所得が500万以下』で、『今年1年間の所得の見込みが半分以下に減少した場合』は、『所得割』が減額又は免除されます。

【大阪市阿倍野区の場合】

『倒産、廃業、一定期間以上の休業、失業、退職、疾病などにより、本年中の所得が前年と比べて10分の7以下となる見込みの場合』は、申請により保険料が減免される場合があります。

【池田市の場合】

『会社都合による退職および事業の休止・廃止などで所得が減少したときで、保険料の納付が困難な場合』は、保険料の減額をすることができます。

どの程度減額されるかは一般公表していませんが（お問い合わせ頂くと回答が頂けます）場合によっては、数万円～数十万円ほどの減額となるでしょう。

しかし、上記の基準に当てはまっても、その人の財産や生活状況によっては、『減免』されないケースもあります。

ですので、まずは市区町村の窓口に行き、一度ご相談されることをオススメします。後々気付いても、遡って『減免』を受けることはできないので、該当される可能性がある場合は、必ず申請しましょう。

《ノウハウ2》収入が少ない場合は『軽減』の確認を！

去年の収入（所得）が少ない場合は、『平均割』と『均等割』が2割～7割安くなります（年間数万円～の減額となるでしょう）。

国民健康保険料の『軽減』は、基本的には市区町村が判断し、自動的に割引してくれます。しかしながら、注意をしておく点もあります（後述しています）。

国民健康保険料の『軽減』については、以下の通りです。

【7割軽減】世帯の所得合計 33 万円以下

【5割軽減】世帯の所得合計 33 万円以下 + (24 万 5 千円 × 世帯主を除く加入者数)

【2割軽減】世帯の所得合計 33 万円以下 + (35 万円 × 世帯主を除く加入者数)

この制度は、市区町村によって条件が異なる場合があります。

また、ご自身で申請しないと『軽減』してもらえない市区町村もありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ頂くことをオススメします。

後々気付いても、遡って『減免』を受けることはできないので、該当される可能性がある場合は、市役所などに確認し、必要であれば申請しましょう。

《ノウハウ3》複数の世帯は1本化を！

同じ住所で、住民票が別の人はいませんか？『同居しているが世帯が別』、という人のことです。もし、同居していて住民票が別の人がいる場合、世帯を一本化することで、国民健康保険料を安くすることができます。

世帯がどうなっているかは、住民票を見ればすぐに分かりますので、調べてみましょう。（戸籍が同じかどうかは関係ありません。）

両親と息子夫婦の二世帯住宅の家族（別世帯）の場合を考えてみましょう。

両親と息子夫婦が、それぞれ国民健康保険を年間50万円ずつ払っていると仮定します。この場合、世帯を一本化すると、国民健康保険は『50万円+50万円=100万円』にはなりません。

実際は、両親と息子夫婦合わせて、年間約65万円支払うだけで済みます。

※ 本来は市区町村によって多少の誤差はあります。

しかし、ここではややこしくなるので、介護保険料込みの一律約65万円とさせていただきます。つまり、年間40万円の削減になるのです。

実は、国民健康保険は、一世帯の上限が約65万円と決まっており、それ以上は払う必要が無いのです。また、国民健康保険の『平均等』は、『一世帯につき〇〇万円』という計算なので、世帯が少ないほど保険料は下がります。

ですので、なるべく世帯を別にしない方が、国民健康保険料が安くなるのです。

ちなみに、世帯を一本化するには、市区町村に『世帯合併届』を提出すれば大丈夫です。ただし、会社の社会保険に加入している世帯と、国民健康保険に加入している世帯を一本化しても、国民健康保険料は変わりません。

国民健康保険に加入している世帯同士を一本化する場合に使えるノウハウですので、ご注意ください。

《ノウハウ4》引越すなら、国民健康保険が安い市区町村に！

国民健康保険は、市区町村ごとに計算方法が異なるため、保険料に格差があります。

もし、引越しを検討しているなら、市区町村の国民健康保険を調べて、保険料の安い市区町村に引越すのも1つの方法です。

ただし、保険料の安さだけで引越先を決める、なんてことはないでしょうからあくまで引越先を決める際の1つの基準です。

《ノウハウ5》補助制度をフル活用し手当をしっかりとらう！

国民健康保険や健康保険には、様々な補助制度があります。医療費の給付などはご存じではないでしょうか。

どのような手当があるのかしっかりと把握し、もらえるのはすべてもらい、保険料を取り返しましょう。

以下、代表的な補助制度をご紹介します。

【高額療養費】

1ヶ月間に同じ病院で、同じ人が、一定額以上の医療費を支払った場合や、1ヶ月間に2回以上、同じ世帯内で、一定額以上の医療費の支払いをした場合には、その一定額を超える金額が高額療養費として支給されます。

【出産育児一時金】

出産した場合、出産育児一時金として35万円（市区町村による）が支給されます。また、妊娠85日以上であれば死産や流産でも支給されます。（医師の証明が必要）ただし、出産日から2年を経過すると、支給されませんので注意が必要です。

【出産育児一時金の貸付制度】

市区町村によっては、出産費用が必要であれば、資金の借入れが出来ます。貸付条件、金額は様々です。

（例）出産一時金の8割まで借入れ可能で、返済方法は出産一時金を充当することになります。

【乳幼児医療費の補助】

一定年齢までの乳幼児の医療費の自己負担分を補助してくれます。

市区町村ごとに、対象年齢や除外条件、所得制限が違ってきます。

ただし、乳幼児が健康保険に加入していることが条件です。

【訪問看護療養費】

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を支払うだけで、残りは国民健康保険が負担します。

【転院等にかかる移送費】

重病人の入院や、転院等の移送に費用がかかった場合、その移送が緊急を要し、医師に必要と認められた場合は、その移送費用が支給されます。

【人間ドックなどの補助】

人間ドックや脳ドックの費用を補助してくれます。補助の金額は市区町村ごとに違ってきます。費用の8割を補助する市区町村もあれば、定額2万円の市区町村もあります。

【葬祭費】

死亡し、葬儀を行った場合、葬祭費として3～7万円が支給されます。支給金額は、市区町村ごとに違ってきます。ただし、葬式から2年を経過すると、葬祭費は支給されません。上記の給付金を申請できる期間は2年間で、これを過ぎると給付してくれませんので、気をつけましょう。

なお、国民健康保険には、サラリーマンが加入する健康保険のような出産手当や傷病手当金などはありません。

《ノウハウ6》ご高齢の方は後期高齢者医療制度に伴う緩和措置に注意！

平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度によりご高齢の方の保険料負担が増えます。しかし、国民健康保険料が急激に増加しないよう軽減制度があります。

ただし、以下に該当する方は自分で申請しないと、保険料を軽減してもらえませんので、注意して下さい。

- (1) 収入が無い人
- (2) 配偶者・子供の扶養になっている人
- (3) 遺族年金・障害者年金の非課税年金だけを受給している人

なお、申告しなかった場合には、後期高齢者医療保険料の軽減措置や低所得者の負担区分による高額医療費の軽減などの軽減措置を受けることができません。

申告をしないと「軽減措置対象」にならないので、無収入や所得が無い方でも保険料の軽減が受けられません。ですので、必ず市区町村に申請（簡易申告）して下さい。

※【簡易申告】

1年間、全く所得がなかった人や、所得が少なく所得税や住民税がかからない人でも、後期高齢者医療保険料等の計算のため申告が必要になります。（確定申告をしている人や公的年金受給者は必要ありません）確定申告しない人や、公的年金を受給していない人は、市役所などが収入を把握できないため、自分で申請することになっています。

(5) 確定申告活用編

《ノウハウ7》確定申告をして国民健康保険を削減する！

国民健康保険の4項目のうち、『所得割』は、昨年の所得に応じて金額が決まります。そこで、確定申告で所得をできるだけ抑えて申告すれば、『所得割』も少なくなります。その方法は、以下の3つが考えられます。

【方法1】青色申告する

青色申告特別控除 65 万円が控除できますので、その分だけ所得金額が少なくなり、『所得割』が減ります。そして実はこれ、国民健康保険だけではなくて、所得税や住民税の節税にもなります。

仮にもともと白色申告で、青色の 65 万円控除を選択したとすれば、所得税と住民税の合計だけで最低でも 97,500 円の節税になります。

※ 所得税の最低税率 5%、住民税の最低税率 10%から求めています。

ただし、帳面をしっかりとつける必要があります（複式簿記）。もし、複式簿記（青色 65 万円控除）に自身がないという方は、簡易的な青色申告（10 万円控除）でも大きな効力がありますので、ぜひオススメします。

基本的には控除額が 65 万円か 10 万円かの違いで、他は変わりません。

なぜ青色申告を勧めるのかというと、「青色申告」をしていると、

- ・少額減価償却資産（30 万円未満の資産購入時の一括費用化）
- ・専従者給与の上限なし

などといった特例があるからです。

これらはかなりの効力がありますので、弊社としては、青色申告を推奨しています。

【方法2】経費をもれなく計上する

もし、経費にできるものがあるなら、積極的に経費にして、事業所得を少しでも減らしましょう。これは、多くの方が心掛けてのことだと思います。

ただし、国民健康保険を削減する、という観点からは注意が必要です。それは、事業所得は黒字だが、扶養控除や住宅ローン控除などで課税所得がゼロ、結果、所得税がゼロになる、という場合です。

所得税や住民税は、各種控除でゼロになります。しかし、国民健康保険は各種控除が一切無視されますので、「所得税がゼロでも国民健康保険は多くの負担がある」ということがあります。

極端な例を上げておきます。

事業所得が 300 万円、課税所得が 150 万円（所得税の計算上）、住宅ローン控除が 30 万円だとします。

すると、所得税・住民税は 0 になるのですが、国民健康保険料だけは約 30 万円ほどかかってきます。所得税・住民税が 0 になったからといって、その年の国民健康保険料は 0 にならないということを覚えておいて下さい。

【方法 3】専従者給与を払う

個人事業の人は、家族の方に事業を手伝ってもらい、給与を支払いましょ。家族に支払う給料は経費になるため、その分所得が少なくなり、『所得割』も減ります。ポイントは、『103 万円以下の給料をできるだけ多くの親族に支払うこと』です。なお、専従者給与を支払う上での注意点は以下の通りです。

* 注意点 1

家族に給料を払う場合には、その年の 3 月 15 日までに、税務署に『専従者給与の届出書』を提出しなければなりません。

* 注意点 2

給料をもらう人の年収が 103 万円を超えると、その人の所得税が発生してしまいますので注意が必要です。

しかし、場合によってはその方がいいこともあります。その理由は、「所得は分散させることで、税金が安くなる」からです。

あなた自身が 700 万円、専従者給与で 100 万円よりも、あなた自身が 400 万円、専従者給与で 400 万円の方が安くなります。

これは、「給与所得控除」と「税率」の関係にあります。これをうまく使うことで、かなりの節税になるのです。

＊注意点3

給与をもらう人が、サラリーマンの健康保険の扶養に入っている場合、年収が130万円を超えると健康保険の扶養から外れます。

そうすると、国民健康保険料が増えてしまいます。

＊注意点4

白色申告の場合、配偶者であれば86万円、それ以外は50万円という上限がありますので、ご注意ください。

この上限を外したいという場合には、青色申告に変更するしか方法はございません。なお、青色申告にするためには、青色申告にする年の3月15日までに届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

（6）サラリーマンの社保活用編

《ノウハウ8》サラリーマンが加入する健康保険の扶養に入る！

あなたの親族にサラリーマンがいれば、保険料が削減できます。

国民健康保険に加入している場合、親族のサラリーマンが加入する健康保険の扶養に入れてもらいましょう。サラリーマンの健康保険は、扶養親族が増えても保険料は変わりません。（国民健康保険だと、1人増えると、年間で2万～3万かかります。）ここが健康保険料削減につながります。

一方では、年間2～3万円アップ、一方ではアップなし、どちらを選ぶかは迷うまでもありませんね。

では、手続きについて、以下で説明します。

勤め先から書類を貰う。

親族のサラリーマンの勤務先から、『被扶養者異動届』という書類をもらい、該当する人の住所・氏名などを記入し、この書類と、該当者の年収を証明する書類（勤め先が指定）を、勤務先に提出します。

これで大丈夫です。

ただし、大企業の場合、扶養親族の認定に基準を設けたりしていますので、会社の人事担当の方に確認をした方がいいでしょう。

また、独立起業したばかりの人は、開業当初は売上が少なく赤字になる場合もありますが、赤字なら健康保険の扶養に入れますので、事業が黒字転換し、年間 130 万円（つまり月 10 万円ちょい）の利益が出るまでは、親族の健康保険の扶養に入っておくと国民健康保険が削減できます。

ちなみに、同居する内縁関係のパートナーの健康保険の扶養に入る場合も同様です。例えば、自営業なので国民健康保険に加入すべきだが、保険料がもったいないから、一緒に暮らすパートナーがサラリーマンだから、その健康保険の扶養に入るといった場合です。

もちろん、年収（所得）が 130 万円未満でなければなりません。

手順は、以下の通りです。

1. 住民票の作成

連名の郵便物、借家の契約書などを市町村に持参し、住民票を作成します。続柄欄には、夫（未届）、妻（未届）と記入されます。（未届は未入籍という意味です）

2. 健康保険の被扶養者になる

添付書類として、住民票、所得証明書を健保の保険者に提出すれば、被扶養者になれます。未届けであっても、法律上、被扶養者になる権利があるからです。

ポイントは住民票です。

同居する内縁関係のパートナーの健康保険の扶養に入ることができれば、実は別居していても事実婚（同棲中）と認定されるから、保険料はタダになります。

申請書に不備がなければ、すぐに被扶養者として認定されます。ただ、手続きは会社がしますから「ただ今同棲中」がバレることは覚悟しておきましょう。

ここからは余談ですが、メリットをさらに説明します。

健康保険の被扶養者になると、会社は国民年金の第3号被保険者届を社会保険事務所に提出してくれます。年金保険料（2008年度：年額 172,920 円／月額 14,410 円）を支払ったとみなされ、将来の老齢基礎年金につながるのです。国民健康保険料を年額 12 万円とすると、国民年金保険料 17 万円と合わせて、年間総額約 30 万円の削減になります。さらに、以下のようなメリットもあります。

1. パートナーが死亡しても、法律婚と同じ扱いだから、遺族年金がもらえる。
2. 将来、年金分割が実行されると、3号被保険者であった期間に限り、相手が受給する厚生年金（共済年金）の半分がもらえる。

《ノウハウ9》退職した場合は、保険料が最少になる方法を！

最近では、1つの職場で定年まで勤め上げることが当たり前の世の中ではなくなってきました。

日本は「国民皆保険制度」の国ですので、退職後もなんらかの健康保険制度に加入する義務があります。

退職した場合、保険について、以下の4つの方法が選択できます。

1. 前の会社の健康保険を任意継続する
2. 国民健康保険に加入する
3. 特例退職被保険者になる
4. 家族の健康保険の被扶養者になる

それぞれに加入条件があるますので、好きな方法を選択できるわけではありません。医療費の自己負担はどの方法も3割なので、優劣は「保険料」が決め手になります。では、保険料が一番安いのはどれでしょうか？

「4」は、親族にサラリーマンがいれば、その健康保険の扶養に入れば、保険料がゼロですので1番お得です。親族の中にサラリーマンの方がいれば、その人は会社の社会保険に加入しているはずで。

その人の健康保険の扶養家族になれば、健康保険料の負担はゼロです。

夫婦が共働きの場合、どちらかが退職したなら、退職した人は配偶者の『国民年金の第3号被保険者』になれます。そうすれば健康保険料だけでなく、国民年金の負担も全くありません。しかし、年収130万円未満(60歳以上は180万円未満)という「所得の壁」があります。

2番目にお得なのは「3」。ただし、在職中に特例健保組合(大企業がほとんど)の加入者だったことが前提条件です。

また、加入するにしても60歳以降になります。

結局、残った「1」の任意継続と「2」の国民健康保険の保険料を比較することになります。

【方法1】会社で加入していた健康保険を任意継続する

『任意継続』とは、サラリーマンの場合、会社で加入していた社会保険（健康保険・厚生年金）に、退職後も最長で2年間、引き続き加入できる、といった制度です。

ただし、任意継続できるのは、健康保険についてであって、厚生年金の任意継続はありませんので、退職後は国民年金を支払わなければなりません。

任意継続は、退職後 20 日以内に社会保険事務所に行き申請します。20 日を越えると受け付けてもらえませんが注意しましょう。

また、任意継続中に保険料を滞納すると、任意継続が解除されてしまいます。

ちなみに、任意継続場合、月々の保険料は、給与から天引きされていた「健康保険料・介護保険料」の約2倍です。

会社と折半していた保険料はすべて自分で負担しなければならないので、2倍になります。（ただし、保険料の上限は、年間32万円です。）

つまり、国民健康保険が年間32万円（介護保険がかからない人は28万円）を超える場合には、任意継続を選んだ方が負担は少なくて済む、ということです。

また、任意継続の途中で扶養家族を追加することも可能ですので、年収の低い親族がいれば、『任意継続の健康保険』の扶養に入れて下さい。

【方法2】国民健康保険に切り替える

これは、退職後は、国民健康保険に加入する方法です。

退職前に市区町村に問い合わせしておき、退職後の国民健康保険料がいくらになるのかを事前に確認しておくといいいでしょう。

その際のポイントとしては、退職後しばらく職探しで無職になるから、などと言って、『軽減』や『減免』をしてもらえないかしっかり確認することです。場合によっては、国民健康保険料を大幅に削減してもらえます。

その上で、【方法1】健康保険の任意継続と、どちらの方が負担が少ないかを検討して下さい。

【保険料の比較は電話 2 本でOK】

前述の通り、任意継続とは、退職後も在職中と同じ健康保険に引き続き加入する制度で、保険料は、会社負担分も払うので、現役時代の 2 倍になります。ただし、保険料には上限が設定されており、必ずしも 2 倍になる人ばかりではありません。

政府管掌健保の保険料の上限は年額約 32 万円（退職時の標準報酬月額 28 万円）で、退職前に月収 27 万円以上の人の保険料は、この上限になります。

なお、組合管掌の上限は、各健保組合によって異なります。任意継続の保険料は、社会保険事務所（政府管掌）、または組合健保（「保険証」に電話番号あり）で教えてくれます。

一般的に、保険料は、政府管掌より組合健保の方が低くなります。一方、国民健康保険の保険料は、居住地の市区町村に聞かなければなりません。

このように 2 本の電話をかけるだけで、保険料の比較ができますので、安い方に加入すればいいわけです。

【任意継続は 2 年間・・・】

ただし、ここでひとつ問題があるのです。任意継続は 2 年間しか加入できませんが、その間の保険料は、加入時のものが固定されます。

ということは、退職 2 年目以降の年収が減った場合であっても、年収に応じて保険料は安くならないのです。

そして、脱退できるのは、再就職して他の健保に加入した場合のみとなるのです。

退職 2 年目以降の低い年収で国民健康保険料を計算すれば、任意継続より安くなる可能性が高くなります。しかし、乗り換えられない、というジレンマがあるのです。

そこで、裏技の紹介です。

任意継続の保険料の納期は、毎月 1～10 日までで、支払いが遅れると、理由のいかんを問わず、即、資格喪失になります。

そこで、加入者の便宜を図って金融機関の自動引き落としを採用している組合健保もあり、政府管掌は半年分または 1 年分の前払いはできますが、自動引き落としは実施していません。

ということは、任意継続の資格を失った後に、国民健康保険の手続きをすればなんら問題はないのです。

たとえば、年間約 32 万円を任意継続の健康保険に支払っていたところ、国民健康保険の保険料 12 万円に置きかわれば、20 万円のお得、となります。

《ノウハウ 10》就職や退社のタイミングを調整する！

就職する日や退職する日のタイミングを調整することで、国民健康保険や会社の社会保険の負担を削減することが可能です。

【退職するタイミング】

あなたが退職して、サラリーマンの健康保険の扶養に入る場合、月末退職ではなく、数日、退職のタイミングを早めるよう調整して下さい。

社会保険は月末の在職者に課されますので、退職日を数日早めれば、退職月の社会保険料の負担はありません。

また、退職後すぐに健康保険の扶養に入れば、国民健康保険の負担もありません。

【就職するタイミング】

これは、国民健康保険の削減というより社会保険の削減ノウハウですが、あなたが、サラリーマンが加入する健康保険の扶養親族になっている場合は、就職するタイミングを、月末ではなく翌月初に調整して下さい。

社会保険は月末の在職者に課されますので、退職日を数日遅くして月末ではなく翌月初にすれば、社会保険料の負担が1ヶ月削減されます。

（7）会社（法人）設立編

《ノウハウ 11》親族の会社の社会保険に加入する！

もし、あなたの親族で会社を経営している人がいるなら、可能であれば、お願いして、その会社のお手伝いをし、安月給で社会保険に加入させてもらって下さい。

これは実現可能性が低いノウハウですが、万が一、ここで紹介するケースに当てはまれば国民健康保険の削減が可能ですので、念のためにご紹介します。

ちなみに、月給5万円の場合、社会保険料の負担は月2万円程度です。（これを会社と個人で折半するので、会社の負担分が月1万円増えます。）

また、奥様を第3号被保険者にすれば、奥様の国民年金も払う必要がなくなります。つまり、国民健康保険と国民年金を合わせて年間72万円支払っている場合、個人負担分の社会保険料は年間12万円ですので、1年間で60万円の削減になるわけです。ただし、親族の会社負担分も年間12万円ありますので、これは何かしらお返しすればいいでしょうから、実質48万円の削減と言えるでしょう。

ここで、注意点が 있습니다。

いくら親族の会社に安月給で社会保険に加入させてもらおうとしても、ちゃんと仕事に従事しているといった客観的事実が必要だということです。

単に名目上、従業員扱いにしてもらうだけでは違法ですので、要注意です。タイムカードや出勤簿は備えておきましょう。

このノウハウは、国民健康保険の削減には効果的ですが、少々グレーな方法ですので、慎重に活用して下さい。

《ノウハウ 12》会社を設立し、社長になる！

このノウハウは、少々実行するのに手間がかかりますが、国民健康保険の大幅な削減が可能ですので、ぜひともご紹介したい方法です。

特に、個人事業主の方や不動産所得がある方には、絶大なノウハウです。

(ノウハウ 11)とは違って、ご自身で実践可能ですので、その分リスクも低くなります。

また、国民健康保険の削減だけでなく、節税にも非常に効果的ですので、じっくりとご覧頂き、分からない点があればメールサポートをご活用下さい。

「会社を設立する」と聞くと、とても自分にはできないと思われがちですが税金の節税目的のために会社を設立することはよくあります。思っているほど敷居は高くありませんし、以下にご紹介する国民健康保険などの大幅な削減効果を参考に一度考えてみて下さい。

それでは、以下、手順をご説明します。

【ステップ 1】会社を設立する（個人事業の場合は、事業の一部を独立）

まず、会社を新設します。

この際、個人事業の場合は、事業の一部を独立して新会社に移行して下さい。（それ以外の部分は今までどおりの個人事業です。）

本店所在地はご自宅、株主は社長一人だけでいいでしょう。また、資本金は1円で構いません。

会社設立後、金融機関で会社の銀行口座を作して下さい。簡単に、「会社を設立する」と言いましたが、これが大きなハードルでしょう。

一般に会社を設立するとなると、30万円程度の諸費用がかかります。これは設立時のみかかる費用ですが、やはり負担は大きいでしょう。

しかしながら、2年目以降はこうした諸費用はかかりませんし、何より、一旦会社を設立することで、(ノウハウ 11) の例で言うと年間で実質 48 万円の削減となるのですから、2年、5年、あるいは10年単位で考えると相当な削減になるはずです。そうした観点をしっかりと考慮して下さい。

ここでのポイントは、『給料は社長一人にだけ支払う』ということです。

なぜなら、従業員や家族にまで給料を支払うと、会社として支払う社会保険料が高くなり、その分負担が増加するからです。

ですので、従業員や家族に給料を支払うのでしたら、個人事業の方で支払って下さい。

また、**設立する会社は、毎年赤字になるようにコントロール**して下さい。

なぜならば、会社に利益が出た場合、法人税などで個人事業の所得税よりも多くの税金を支払わなくてはならない場合があるからです。

これでは、国民健康保険を削減した意味が無くなります。

【ステップ2】会社で社会保険に加入する

会社を設立したら、次にその会社で社会保険に加入します。

手続きに関しては、社会保険事務所で教えて頂けます。

会社の登記簿謄本、会社の実印、社長個人の印鑑、奥様の認印、会社の銀行通帳、社長の年金手帳、奥様の年金手帳（第3号被保険者の手続きが必要）などを持参し、社会保険事務所にて、説明を聞きながら手続きして下さい。

ちなみに、加入するのは社長（事業主の人）1人です。奥様は加入しません。

【ステップ3】ご家族を健康保険の扶養に&奥様を第3号被保険者に

ご家族を社長の健康保険の扶養に入れ、奥様を第3号被保険者にします。

この手続きは、会社が社会保険に加入する際に同時に行いますので、社会保険事務所で説明を聞きながら手続きして下さい。

ちなみに、提出書類は、『健康保険被扶養者（異動）届』、『国民年金第3号被保険者関係届』の2つです。

【ステップ4】社長の給料は月給5万円

社長が社会保険に加入したら、社長の給料を月給5万円にし、実際に支給します。
月給5万円という金額がポイントです。

また、念のために、社長の給料が月給5万円である旨の『取締役会議時録』を用意しておくといでしょう。

これは、社長の給料が正しいことを税務署に証明するためです。

社長に給料を支払う際は、5万円から社会保険料負担額の1万円を天引きし、4万円を、会社の口座から個人の口座へ振り込んで下さい。

【ステップ5】毎月、社会保険料2万円を支払う

社会保険料は、会社の口座から自動引き落としにします。

社長の給料、月給5万円に対し、約2万円が毎月末引き落とされます。その2万円を会社と個人（社長）で折半しますので、給料から1万円を天引きした残りの4万円が手取りとなります。

以上、【ステップ1】～【ステップ5】までで完了です。

次に、このノウハウのメリット・デメリットについて整理しておきます。

【メリット1】年間、最大で72万円の削減になる！

国民健康保険と国民年金の負担は、最大96万円になる場合があります。しかしながら、このノウハウを活用すれば、国民健康保険と国民年金の支払いが、合わせて月約2万円(年間24万円)になります。つまり、年間、最大で72万円の削減になるのです。

【メリット2】将来に受け取る年金受給額が増える！

国民健康保険料の負担が大幅に削減するにもかかわらず、逆に、厚生年金が上乘せされ、将来に受け取る年金受給額が増えます。

【メリット3】国民健康保険にはない補助制度を受けられる！

医療費の3割負担は変わらないにもかかわらず、病気で休業した場合、健康保険から傷病手当金が支給される、出産一時金35万円は当然支給されますが、出産した場合、健康保険から出産手当金が支給される、など国民健康保険にはない補助制度が受けられます。

【メリット4】最低でも9万円の税金を節税できる！

社長の給料、年間60万円には、事業所得として申告すると、最低でも9万円ほどの税金がかかりますが、このノウハウを活用すれば、社長の給料、年間60万円には所得税や住民税は一切かかりません。

つまり、最低でも9万円の税金を節税できるのです。

【メリット5】法人特有の様々な節税策を講じられる！

会社ならではの法人特有の様々な節税策を講じられるようになります。

以下、いくつか紹介します。

- (1) 自宅が賃貸の場合、家賃の一部を経費にできます。
- (2) 生命保険料は、支払額のほとんどが経費にできます。
(個人事業では、最大10万円しか所得控除できません。)
- (3) 退職時に会社から退職金を受け取れば、大幅な節税ができます。

【メリット6】対外的な信用が得られる！

会社組織とすることで、対外的な信用が得られます。

商取引などでは、法人の方が信用は増します。

これらのメリットに対して、デメリットは以下のようなものがあります。

【デメリット1】会社設立費用がかかる。

専門家にすべて依頼した場合、株式会社なら会社設立費用が30万円ほどかかります。

【デメリット2】決算時に税理士報酬が発生する。

個人事業の場合、税理士に依頼しなくても確定申告はできますが、法人の場合は、少々ややこしくなりますので、会社の決算を税理士に依頼することになります。

(ご自身で申告書が組めるのでしたら必要ありませんが…)

税理士によって報酬体系は異なりますが、年額で10万円程度はかかるでしょう。

【デメリット3】法人住民税が(赤字でも)年間7万円かかる。

個人事業の場合、発生しなかった法人住民税(地方税)が会社組織の場合は、たとえ赤字であっても年間7万円かかります。*地域によっては8万円前後になることもあります。

【デメリット 4】 記帳事務作業などが煩雑になる。

個人事業の帳簿記帳に加え、会社の記帳事務作業も増えます。
(税理士にお任せしてもいいでしょう。)

また、社会保険の手続きも毎年1回必要になります。

今現在、国民健康保険料を 62 万円支払っている場合、1年目で 34 万円、2年目以降は 64 万円の削減になります。5年単位で見た場合、トータルの削減額は、なんと 290 万円にもなるのです。

実際には、【メリット 5】の法人特有の様々な節税を考慮すると、この金額はさらに大きくなるでしょう。

一方、今現在、国民健康保険料を 24 万円支払っている場合、1年目は 4 万円の負担増となりますが、2年目以降は 26 万円の削減になります。5年単位で見た場合、トータルの削減額は、100 万円にもなります。

いずれにしても、相当な削減が実現できるでしょう。

(8) その他活用編

《ノウハウ 13》国民健康保険組合をチェックしてみよう！

個人事業主の方で国民健康保険が高いとお悩みの場合、**業界独自の『国民健康保険組合』が無いか**を調べてみましょう。国民健康保険組合とは、国民健康保険とは別の組織で運営される健康保険の組合です。

国民健康保険組合は以下のものがあります。

【医師国保】 医者が加入できます

【歯科医師国保】 歯科医師が加入できます

【薬剤師国保】 薬剤師、医薬品販売業者が加入できます

【建設国保】 建設業者が加入できます

【美容国保・整容国保】 美容師、理容師が加入できます

【食品国保】 飲食店が加入できます

【食料国保】 米屋が加入できます

【小売市場国保】 小売市場で市場業務に従事している人が加入できます

【文芸美術国保】 芸術家、作家が加入できます

【芸能人国保】 芸能人が加入できます

【板金業国保】 建築板金業が加入できます

【浴場国保】 銭湯が加入できます

【税理士国保】 税理士が加入できます

国民健康保険組合に加入するメリットは以下の通りです。

【メリット1】保険料が安く、かつ保障もしっかり

国民健康保険組合の保険料は、所得にかかわらず、『月々〇万円』という定額制です。

・大阪府整容国民健康保険組合（大阪府などで美容院等を営んでいる方）

『事業主は 13,500 円／月、従業員は 10,500 円／月、家族は 6,500 円／月』

・近畿税理士国民健康保険組合（近畿で活動する税理士）

『事業主は 23,400 円／月、従業員は 11,700 円／月、家族は 5,400 円／月』

国民健康保険と国民健康保険組合とを比較し、保険料が高くなる前に、安い方に切り替えましょう。

市区町村によって多少の違いはありますが、保険料が高くなる可能性があるのは、4月～8月です。ですので、その直前の月に安い方へ切り替えるのがいいでしょう。

【メリット2】事業主だけでなく、従業員や家族も加入できる

従業員も加入できますので、国民健康保険の負担が重い従業員がいれば、加入させてあげましょう。事業主の負担が増えることはありませんので、ご安心を。

また、事業主だけが国民健康保険組合に入り、家族が国民健康保険としてしまうと損になります。どちらかに集中させた方が保険料は安くなります。

さて、ここで注意していただきたい点があります。

それは、場合によっては国民健康保険の方が安くなるということです。どういうことかと言うと、一人に対していくら、ということがあるからです。

例えばですが、理・美容室が対象の整容国保を見てみましょう。

こちらは、事業主が 13,500 円、その家族は 6,500 円となっています。

例えばですが、夫婦 2 人、子が 2 人の家族だとします。その場合の保険料は、

13,500 円 (事業主) + 6,500 円 × 3 人 (家族) = 33,000 円となります。

この辺りの金額になると、場合によっては国保の方が安くなってきます。

当マニュアルの国保削減方法で安く出来る場合であれば、なおさら国保にするのか、健康保険組合のどちらにするかの判断が重要になってきます。

もちろん、国保に関しては、所得の具合によって変わってきますので、事前に調べておくことをオススメします。※ 調べ方としては、市役所で来年の国保額を聞くことで調べることができます。

《ノウハウ 14》株式取引は『特定口座（源泉あり）』を選択する！

株式の売買取引は、証券会社の『特定口座（源泉あり）』を選択して下さい。

『特定口座（源泉あり）』を選択すると、仮に売却益などの利益が出たとしてもそれによって、国民健康保険の負担が増える、といったことはありません。

逆に、『一般口座』や『特定口座（源泉なし）』を選択すると、利益が出た場合、国民健康保険の負担が増えてしまいます。

ただし、今流行りのFXの所得には、国民健康保険が課されますので、ご注意下さい。

●● 第6章 国民年金制度の概要とその実態

(1) 年金制度の現状とこれから

年金は現役世代から集める保険料と 150 兆円の積立金の運用益で賄われるため、人口の見通しと経済情勢が給付水準を大きく左右します。

人口の見通しは近い将来、80 万人単位で減少の時代が到来するそうです。現在の人口を維持するには、合計特殊出生率 2.08 が必要ですが、2007 年は 1.33 でした。

ちなみに、団塊の世代が生まれた頃は 4.1 でした。

このように人口の減少は数字からも明らかで、15 年後には現役世代 2 人でお年寄り 1 人を支えていかなければなりません。そして、その後は 1 人で 1 人を支えるといった事態がやってきます。

現在、給付と負担は拮抗していますが、今後は老人が急増し、労働者は逡減していきますので、年金制度が根底から揺らぎはじめるのは明らかです。

(2) 国民年金の仕組みについて

年金は法改正が多く、それに合わせて経過措置が次々に出るので、かなり複雑です。年金の専門家の社労士でさえ、自身の年金額も計算できない人が多くいる中、一般の人が年金制度をすぐに理解できるわけがありません。

そこで、国民年金の仕組みについて、簡単に触れておきます。

国民年金は 20 歳から 60 歳まで 40 年間、国民年金保険料を払い込むと、満額の年間約 80 万円ほど年金が受給される、といった制度です。国民年金は 60 歳までは強制加入ですが、60 ~ 65 歳までは任意加入できます。

国民年金保険料（平成 20 年度で月額 14,410 円）は、毎年 280 円ずつ上がりますが、40 年間に支払い続けると、およそ 650 万円になる計算です。

毎年 80 万円受給されるとすると、650 万円になるには約 8 年かかります。65 歳から年金をもらい始めると、8 年後の 73 歳で元を回収したことになり、それ以後は得をした、ということになります。

ちなみに、平均寿命は男性 78 歳、女性 85 歳です。

受給開始年齢は現行 65 歳ですが、これは、今後引き上げられる可能性が高いでしょう。10 年先には、70 歳支給の可能性もあるかもしれません。

(3) 「繰り上げ」受給と「繰り下げ」受給について

国民年金がもらえるのは65歳からですが、申請すれば60～64歳までの間で「繰り上げ」受給もできます。ただし、60歳から受給すると3割減額され、65歳受給の人に72歳で追いつかれてしまう計算です。

もし、長生きできる自信がない人は、繰り上げ受給が向いている。また、65歳以降に「繰り下げ」受給することも可能で、1年繰り下げごとに8.4%上乘せになるので、ほぼゼロ金利の今、驚くほどの高利率です。(ただし、70歳以降の繰り下げはできません)

(4) 国民年金の任意加入制度で年金の受給資格を！

公的年金をもらうには、加入期間、免除期間などの合計が最低25年必要です。1ヶ月でも不足すると、受給資格が成立せず、いかなる年金も受給できなくなります。

この無年金状態を救済する策が、**国民年金の任意加入制度**で、60歳から64歳までの5年間、自らの意思で国民年金に加入できる制度です。

22年しか加入期間がない人が3年任意加入すれば、受給資格を得ることができます。この段階で脱退してもいいですし、さらに2年任意加入すれば、2年分、年金が増えます。

40年加入で約80万円の年金になるから、1年の加入で約2万円(80万円÷40年)、年金が増えることになります。

(5) あまり知られていない賢い財テク「付加年金」

国民年金保険料に400円上乘せして保険料を支払うと、本体の年金に上乘せして「付加年金」がもらえます。

この付加年金制度、自営業者しか加入できず、サラリーマンは対象外です。

また、次の人は、いずれも本体の保険料を納めていないから除外されます。

- ・国民年金保険料を滞納している人
- ・国民年金保険料を免除されている人

付加年金は、本体の老齢基礎年金が支給されるときに、一緒に支給され、支給額は、「200円×支払った月数」となります。

つまり、月400円の保険料が200円の年金として戻ってくるのです。

インフレを考慮せず、単純計算すれば、2年で元が取れる計算になり、3年目以降は得することになります。65歳で受給すれば、68歳以降はすべて特になるのです。

参考までに数字で具体例をあげてみます。

付加年金に 40 年加入したと仮定すると、納付した年金保険料は、総額 192,000 円 (400 円 × 12 か月 × 40 年) です。

年金受給額は、年間 96,000 円 (200 円 × 12 か月 × 40 年) ですので、月に換算すると、8,000 円 (96,000 円 ÷ 12 か月) になります。

すなわち、月 400 円の保険料を 40 年支払うと、20 倍の 8,000 円になるのです。

(6) 「消えた年金」・「宙に浮いた年金」とその対策

ここからは、社会問題化されている国民年金制度の実態に触れたいと思います。

「消えた年金」とは、正確に言うと、「消えた保険料」ことで、社会保険庁のコンピューターにも手書きの紙台帳にも払った保険料の記録がないことを言います。

年金自体が消えたのではなく、納めたはずの保険料が、職員の横領やずさんな管理などで消えてしまった、ということです。

納めた記録がなければ、年金はもらえません。領収書があれば記録は訂正されますが、過去の領収書を残している人はほとんどいないと思います。

また、「宙に浮いた年金」というものもあります。保険料を納めると、年金番号ごとに納付記録が作成されますが、コンピューター上の納付記録 5,000 万件は、持ち主がわからず、基礎年金番号に統合されず、「宙に浮いた」ままなのです。

原因は手書き台帳の内容をオンラインに入力するときに起こったようで、誰が保険料を納付したのか、わからなくなってしまった、ということです。

こうなると、保険料を支払った側として、自衛手段を講じなければなりません。

そこで、まずは「年金履歴書」の作成をして下さい。

思い出せないときは、配偶者、両親、兄弟、元同僚などに取材してみましょう。話しているうちに、記憶がよみがえってくることもあります。

次に、社会保険事務所で「被保険者記録照会回答票」をもらい、ご自身の「年金履歴書」と比較して下さい。

ちなみに、2008 年 2 月時点では、第三者委員会に申し立てられた 26,983 件のうち、5%の 1349 件しか訂正を認められていません。社会保険庁の今後の対応に期待したいところです。

【自衛手段】

1. 自分に「消えた年金」があるかどうか確かめる
2. 出来るだけ正確に「年金履歴書」を作成する
3. 社会保険事務所から「被保険者記録照会回答票」をもらう
4. 「被保険者記録照会回答票」と「年金履歴書」を見比べる
5. 記録に違いがあれば、社会保険事務所に調査を依頼する

(7) 国民年金は支払うべきなのか

国民年金保険料の未納率は約 37%、20 代では約 45%、制度としては、もはや破綻寸前の年金保険料を払い続けるべきかどうか、考えてみましょう。

国民年金は老齢のほか、障害、遺族保障もカバーしていますので、交通事故、病気、死亡などの場合には、強力な支えになります。

同レベルの保障がある民間保険に入ると仮定すると、約3倍の保険料を取られます。

しかしながら、政府の調査によると、年金保険料を払っていない人の約 11%が、民間の個人年金に加入しているそうです。

国民年金の半分は税金で補填されており、民間の保険金が税金で補填されることなどありえませんが、国民年金が民間保険より有利なのは間違ありません。

とはいえ、あなたが将来、どれだけの年金がもらえるかは分かりません。

ですので、年金を支払うことは国民の義務ではありますが、国民年金を支払う・支払わないの判断は、人それぞれでしょう。

ただし、国民年金を支払っていない人は、老後のこともしっかりと考え、老後に向け、年金の代わりに別の手段でお金を積み立てておく必要があるでしょう。

【小規模企業共済について】

参考までに、一つお得な制度をご紹介します。

国保の削減というよりも、税金全体での節税に繋がりますので、所得がそこそこ上がっている方や、税金をできる限り安くしたい方へかなりオススメの方法です。

それは、『**小規模企業共済**』です。

小規模企業共済とは、いわゆる「退職金制度」です。退職金制度といっても、当然のことですが、誰かが負担するのではなく、自分自身で積み立てる制度です。

要は 1,000 万円を積み立てれば、その 1,000 万円+利息を、将来退職金として受け取れるというものです。厳密には、現役の時に共済にお金を払い込み、引退する時

に“払込額+利息”が戻ってくる、というものです。

1,000万円積み立てた額+利息であれば、あまり効果がないと思われた方、実は、ものすごくお得な制度なのですよ。

それでは説明させていただきます。

早速ですが、何でお得になるのかというと、「所得税と住民税」についてです。

具体的に説明していきますね。

一見、貯金や養老保険と同じように思える制度ですが、小規模企業共済は、払い込んだ金額は全額、所得から控除できるのです。

養老保険などの生命保険関係は、個人年金型と合わせて、最大でも10万円、貯金に至っては1円も所得控除ができません。

例えば、年間50万円を小規模企業共済に支払った場合であれば、50万円全額を所得から控除できます。

一方、年間50万円を養老保険に支払った場合であれば、50万円全額ではなく、5万円しか控除できません。

この差45万円はそのまま税率に関係してきますので、所得税+住民税の最低税率15%を考えてみても、1年だけで7万円弱の差になってきます。

また、将来いくら受給できるのか不透明な国民年金とは違い、小規模企業共済は、受取額がはっきりしています。

お申し込みは、商工会議所や銀行などでできます。

国民年金は払いたくないが、老後に向けた貯蓄は必要だ、とお考えの方は、ぜひともお申し込み下さい。

貯金をしながら節税にもなるという、とてもお得な方法です。

なお、小規模企業共済は、個人事業主や中小企業の役員しか利用できませんので、ご注意ください。

第7章 国民年金を削減する4つの使えるノウハウ

《ノウハウ1》国民年金の『免除制度』の活用を！

サラリーマンの場合、厚生年金に加入していますので、保険料は給与からの強制的に天引きされ、保険料の滞納は起こりません。

ところが、国民年金に加入している人の場合、納付書で支払うので、経済的に支払いが苦しくなるとどうしても年金保険料の支払いが後回しになりがちです。

この場合、何もせずにほったらかしていると、年金保険料は未納扱いになり、その状態が一定期間継続すると、障害年金や遺族年金が支給されなくなるのです。

特に、交通事故などで障害を負った場合に障害年金が出なければ、その不利益は一生続くだけに甚大です。

そこで、納付が苦しいときには、『免除制度』を活用して下さい。

国民年金の『免除制度』は以下の4つで、申請はすべて住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口で行います。

年金手帳と印鑑を持って、社会保険事務所か市区町村の窓口に行けば、担当者が書類を仕上げてくれます。

【免除制度】

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であれば申請すれば、国民年金保険料の全額が免除されます。

$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$

ex) 単身世帯の場合 57 万円まで

※ ただし、全額免除の期間は年金の受取額が 1/3 として計算されます。

【一部免除制度】

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であれば申請すれば、国民年金保険料の一部が免除されます。

4分の1免除 → 158 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

2分の1免除 → 118 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

4分の3免除 → 78 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※ ただし、一部免除期間に対応する年金の額は、免除金額に応じて少なくなります。

【若年者納付猶予制度】

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内の 30 歳未満（20 歳代）の方が申請すれば、国民年金保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度です。

$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円以下}$

※ 所得基準は、全額免除と同じです。

※ 納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

※ 納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、国民年金保険料の追納（後払い）ができるようになっています。

【学生納付特例制度】

日本国内に住むすべての人は、20 歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予され後払いできる制度です。

この制度を受ける条件は、以下の 2 つです。

- ・ 学生であること
- ・ 本人の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$118 \text{ 万円} + \text{扶養親族の数} \times 38 \text{ 万円} + \text{社会保険料控除等以下}$

※ 学生納付特例制度の承認を受けている期間は、障害基礎年金等を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

【若年者納付猶予制度】・【学生納付特例制度】について

「後払いても、結局払わないといけないんでしょ？」

確かに、国民年金を払わないと将来受け取る年金が減るという点では、通常の未納の場合と同じです。

しかし、この 2 つの制度は、通常の未納の場合と大きく違う点があるのです。

それは、『年金の受給資格が、通常の未納と違う』ということです。

年金の受給資格は、国民年金を 25 年間納付することです。通常の未納の場合、未納期間は 25 年間にカウントされません。しかし、この 2 つの制度による未納期間は、25 年間に含まれるのです。

つまり、通常の未納だと 25 年間支払わなければ、年金を貰えませんが、在学中 4 年間、この制度で保険料を払わず、後払いもしなかったという場合でも、残りの 21 年間だけ国民年金を支払えば、将来年金が受給できるのです。

《ノウハウ2》世帯を分離して、国民年金の免除を！

第3章の《ノウハウ4》では、世帯を一本化して国民健康保険料を下げる方法を紹介しましたが、ここでは逆のケースです。世帯を分離して負担額を減らすノウハウです。世帯を分離すると国民健康保険料の負担が増加します。しかし、以下のケースの場合は、世帯を分離することで負担が減るのです。

そのケースとは、『家族の中に、収入がほとんど無い30歳以上の人がいる場合』です。病気で働けない人がある場合や、昨今問題となっているニートがいる場合がまさにそうです。あなたの家族の中にニートがいる場合を例に、具体的な流れについて解説します。

【ステップ1】

まずは、ご両親とご家族のニートさんを、別世帯にします。市役所などに印鑑と本人確認書類を持参します。備え置き申請書類「世帯分離届」を記載し窓口へ提出すれば完了です。世帯主、本人、同一世帯の方なら誰でもできます。

【ステップ2】

ご両親と別世帯となったニートさんは『国民年金の全額免除制度』が使えるようになります。これを申請し、年間17万円の国民年金の負担をゼロにします。市役所などの国民年金窓口へ、印鑑、国民年金手帳、前年の所得を証明する書類を持参します。申請書類は窓口にありますので、記載して提出しましょう。

申請は原則として毎年必要です。手続き上、7月に手続きする方がいいでしょう。

【ステップ3】

世帯を分離すると、別世帯になり国民健康保険料が増えてしまいます。そこで、収入の無いご家族の方を別世帯にし、国民健康保険の『軽減制度』を申請します。

こうすることで、国民健康保険の負担が7割減になります。7割減になったあとの国民健康保険料は年間2万円ほどです。以上の方法により、国民健康保険料が年間2万円増えるかわりに国民年金が17万円減るので、差し引きすると、15万円の負担減となるのです。ただし、将来の年金受取額は減ります。ちなみに、30歳未満の方なら、世帯を分離しなくても、国民年金の負担を軽くする制度がございますので、そちらを利用して下さい。申請書類は窓口にありますので、記載して提出しましょう。申請は原則として毎年必要です。手続き上、7月に手続きする方がいいでしょう。

《ノウハウ3》配偶者を第3号被保険者に！

サラリーマン家庭の場合、奥様が専業主婦やパートなのに、国民年金を支払っている、といったことはありませんか？

『奥様の年収が 130 万円未満で、旦那の年収の半分以下である』場合、夫の厚生年金の『第3号被保険者』になれば、奥様分の国民年金を支払う必要はありません。

仮にご自身が会社を経営している場合、奥様の給料を 130 万円未満にして、第3号被保険者にすることは容易にできます。

ちなみに、奥様のパート収入が 130 万円を超えると、夫の健康保険の扶養から外れ、第3号被保険者からも外れますので、負担が大幅にアップします。

130 万円の壁に注意して、年収をコントロールしましょう。

第3号被保険者にするための手続きは、健康保険の『被扶養者異動届』と『国民年金第3号被保険者関係届』を夫の会社へ提出すれば大丈夫です。

将来の年金の受取額は変わりませんので、この手続きは必ず行って下さい。

もちろん、夫が奥様の第3号被保険者になることもできます。

《ノウハウ4》一括払い・口座振替なら割引が！

国民年金の1年分を一括払いすると、年間 3,000 円ほど安くなります。さらに、口座振替で支払うと年間数百円程度安くなります。利率にすると、2%以上です。余裕がある場合は、一括払い・口座振替を利用しましょう。

ちなみに6か月分、4か月分の一括払いも可能で、金額に応じて割引が受けられます。この場合は、社会保険事務所に問い合わせましょう。

第8章 国民年金と国民健康保険で節税するノウハウ

これはちょっとグレーな方法です。というよりも、課税所得計算上の盲点を狙った方法です。

個人事業主の場合、例えば、開業1年目は赤字、2年目は黒字といった場合、国民年金や国民健康保険を、1年分未納にすることで、所得税や住民税を節税できるケースがあります。

国民年金や国民健康保険の支払額は、税金を計算する際、所得から控除されます。しかし、1年目に赤字であっても、支払った国民年金や国民健康保険は、所得から控除できません。赤字の場合、差し引く所得自体がゼロだからです。

せっかく国民年金や国民健康保険を支払ったのに、その分税金が減らないのはもったいないです。

そこで、赤字である1年目は、あえて国民年金や国民健康保険を未納にし、2年目に入った時点で未納分を一括で支払うのです。

国民年金や国民健康保険は、支払った年の所得から控除する、というルールですので、このように支払いを遅らせることで、2年目の税金を節税することができるのです。

おわりに

マニュアルの中で、国民健康保険制度の実態に触れ、様々な削減ノウハウをご紹介してきましたが、これらのノウハウを知識だけに留めていては、国民健康保険料は1円も削減できません。

ノウハウは実践してこそはじめて効果を発揮するのです。

私は、道しるべを示したにすぎません。ただし、サポートを通じて、あなたを目的地まで導くガイドもさせていただきます。国民健康保険料が削減できるかどうかはあなた次第です。ぜひとも実践に移してください。

場合によっては、60万円以上も削減になるかもしれません…

今払っている額の半分になるかもしれません…

今払っている額の2/3になるかもしれません…

国民健康保険料の負担を少しでも削減することができれば、家計は楽になり、削減できた分を、貯金や住宅ローンなどに充てることができます。

「あなたに少しでも幸せになってほしい」のです。

我々は、経済的弱者が救われない現状や、『権利の上に眠る者は、保護に値せず』といった、知らないものが損をする法律や制度の現状に一石を投じたい、との思いから、このマニュアルを世に出しました。

このマニュアルをフル活用し、あなたの国民健康保険料の負担が少しでも軽くなることを、心より願っています。

メールサポートのご案内

マニュアルご購入後、30 日間（回数は無制限）、メールサポートで責任を持ってあなたをバックアップいたします。

弊社では、通常サポートは 20,000 円 / 月頂いておりますが、この点、無料にてサポートさせて頂きますので、安心して取り組めるかと思えます。

「国民健康保険料を削減する」という性質上、実は、他の所得税や住民税といった税金も安くなることもありえます。意外なところで節税ができたりしますので、ぜひお気軽に、下記メールアドレスへご連絡ください。

 support@koujyoken.com

なお、メールを頂きましたら、営業時間内 48 時間以内にはご返答いたします。

返金保証制度について

このマニュアルのノウハウを実践し、もし万が一、国民健康保険料が 1 円も削減できなければ、61 ~ 62 ページの「返金依頼書」「マニュアル実践報告」の必要事項をご記入の上、購入後 30 日以内にメールをして下さい。

「返金依頼書」「マニュアル実践報告」確認後、5 営業日以内にマニュアル代金全額をご返金致します。（なお、振込手数料はご負担下さいますようご了承下さい。）

※ 記載事項に不備があった場合には、返金処理が遅れることがございますのでご注意ください。

返金手続きの流れ

1. マニュアル巻末の「返金依頼書」に必要事項をご記入下さい。
2. 「返金依頼書」「マニュアル実践報告」記入後メールにてお願いします。
※「返金依頼書」「マニュアル実践報告」をメールできるようにして下さい。
また、「マニュアル実践報告」は具体的に記入して下さい。
メールは、下記アドレスへお願いいたします。

 support@koujyoken.com

3. 「返金依頼書」確認後、5 営業日以内にご返金致します。

返金依頼書

- (1)【満足の返金保証制度】は、ご購入より 30 日間です。
- (2) 以下、1～4 をご記入のうえ、FAX または郵送でお送りください。
- (3)「返金依頼書」の到着確認後、5 営業日以内にご返金致します。
- ※ 記載事項に不備がある場合、返金処理が遅れることがありますので、ご注意ください。
- (4) 返金請求後も、当マニュアルの返品は必要ありませんので、ご活用下さい。

なお、振込手数料はご負担下さいますようご了承下さい。

1. 返金内容

教材（マニュアル）名	国保劇的削減激ヤバテク情報
商品代金	¥9,800-

2. ご購入者様情報

氏名		
購入日		
購入時のメールアドレス		
電話番号		

3. 返金口座

フリガナ									
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合						支店		
1. 普通（総合）	支店コード			口座番号（右詰め）					
2. 当座									
フリガナ									
預金者名									

4. マニュアル実践報告

(1) ご自身での取り組み

(2) サポート内容とその取り組み

1回目
2回目
3回目（以降）

※詳細につきまして、お電話などで確認させて頂く場合がございますので、ご了承ください。

※ 実践報告の判断材料とさせて頂くものですので、可能な限り、具体的にお答えください。